

入札説明書【別紙】郵便による入札の注意事項

郵便による入札においては、地方自治法、同法施行令、公益財団法人堺市文化振興財団契約規程等関係法令その他指示事項を承知の上、参加してください。

1. 入札書の提出方法

入札書の提出方法は次のとおりです。郵送、提出する前に誤りがないか十分確認してください。

- (1) 入札書には、1件ごとに金額、会社の住所、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し、**印鑑を鮮明に押印**してください。また、入札書の日付は、入札説明書に明示された「**入札（開札）日**」とします（郵便局への差出日や郵送締切日ではありません）。なお、代理人が参加する場合は、代理人氏名も併せて記入してください。
- (2) 入札書を郵送する場合、次により作成した中封筒及び外封筒による二重封筒を用いてください。各封筒は、1件の入札に限り1通限りです。
 - ①中封筒（図1中封筒様式（入札書用封筒）を参照）

中封筒には、入札書を入れて封かんし、表に図1に記載する内容を記載し、入札書を押印した印で封印した上で、外封筒に入れて郵送してください。なお、代理人が参加する場合は、「委任状」に必要事項を記入、押印し、入札書とともに中封筒に入れて封かんしてください。
 - ②外封筒（図2外封筒様式（郵送用封筒）を参照）

外封筒には中封筒を入れ封かんし、表に図2に記載する内容及び入札説明書で指示したあて先を記載してください。
- (3) 封かんした封筒を「**書留郵便（一般書留郵便又は簡易書留郵便）**」で郵送し、入札が終わるまで差出控えを保管してください。
- (4) 郵便による入札に係る費用については、入札参加者の負担とします。
- (5) 入札を辞退される場合には、入札書提出締切日までに、会社の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、使用印鑑を押印した上で、辞退理由を明記した「入札参加辞退届」を送付してください。

2. 提出期限

郵便による入札書の提出期限は、**別途入札説明書で指定した日を必着とします**。なお、所定の日時までに入札書が到着しないときには、当該入札に参加することができません。

3. 入札書の引換等の禁止

一度提出された入札書の書換え、引換え及び撤回はできません。

4. 郵便による入札方法の不備について

次のいずれかに該当する場合は、入札に参加することができません。

- (1) 「1. 入札書の提出方法」に記載した封筒とは異なる封筒で入札書が郵送されたとき。
- (2) 書留郵便（一般書留郵便又は簡易書留郵便）以外の方法で入札書が郵送されたとき。
- (3) 必要な記載事項を確認できないとき。
- (4) 入札書と件名が一致しないとき。
- (5) 1つの封筒に2つ以上の入札書が封入されていたとき。

5. 開札

開札は、入札説明書で定めた日時及び場所において行います。

当該入札参加者は立会いに参加することができます（立会人は1者1名に限り、参加は任意）。また、代理人が立ち会う時には、「立会委任状」を作成、委任者と受任者が押印の上、当該立会委任状と立会委任状に押されている代理人の印鑑を必ずご持参ください。

6. 開札の結果、同額の落札金額の入札者が2人以上あるとき

落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを行って落札者を決定します。

入札書の提出に当たり、3桁の任意の自然数を、入札書の「くじ番号」欄に予め記載してください。

※くじ引きの方法については、下記「くじ抽選の方法について（郵便入札）」を参照してください。

くじ抽選の方法について（郵便入札）

郵便による入札において、落札者となるべき入札者が2人以上の場合は、次の方法によりくじ（抽選）で落札者を決定する。

1 入札書の「くじ番号」欄に予め3桁の任意の自然数を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄に3桁の任意の数字「000～999」を記入する。
なお、記入のない場合などは、書留お問い合わせ番号（11桁）の下3桁の数字を記載したものとみなす。

書留お問い合わせ番号（書留引受番号）は郵便追跡用に使用する番号で、
（3桁） - **（2桁） - **（5桁） - *（1桁） 合計11桁で表示された番号

2 くじの手順

- （1） 予め記入された3桁の任意の自然数又は書留お問い合わせ番号（11桁）のうち、8桁目から10桁目までの数値（3桁分）（以下「くじ番号」という。）の小さいものから順に「抽選番号」（0、1、2、3、…）を付与する。
- （2） 同額入札の入札書に記載された任意の「くじ番号」を合計し、その合計額を同額入札者の数で除算し、余りを算出する。
- （3） 上記（2）の計算結果による余りと一致した上記（1）の「抽選番号」の入札参加者を落札者とする。

例) 入札参加者3者が同額入札の場合

①くじ番号の小さいものから順に「抽選番号」（0、1、2、3、…）を付与する。

（※くじ番号が同一の数字であった場合は、書留お問い合わせ番号の7桁目以前の桁の数字を順次参照し、抽選番号を付与する。）

業者名	くじ番号	抽選番号
A社	012	0
B社	356	1
C社	987	2

②同額入札者のくじ番号の和を求め、同額入札者数で除算し、余りとなる自然数を算出する。

$$12 \text{ (A社)} + 356 \text{ (B社)} + 987 \text{ (C社)} = 1355$$

$$1355 \div 3 \text{ (者)} \cdots \cdots \text{余り} 2$$

③落札者の決定

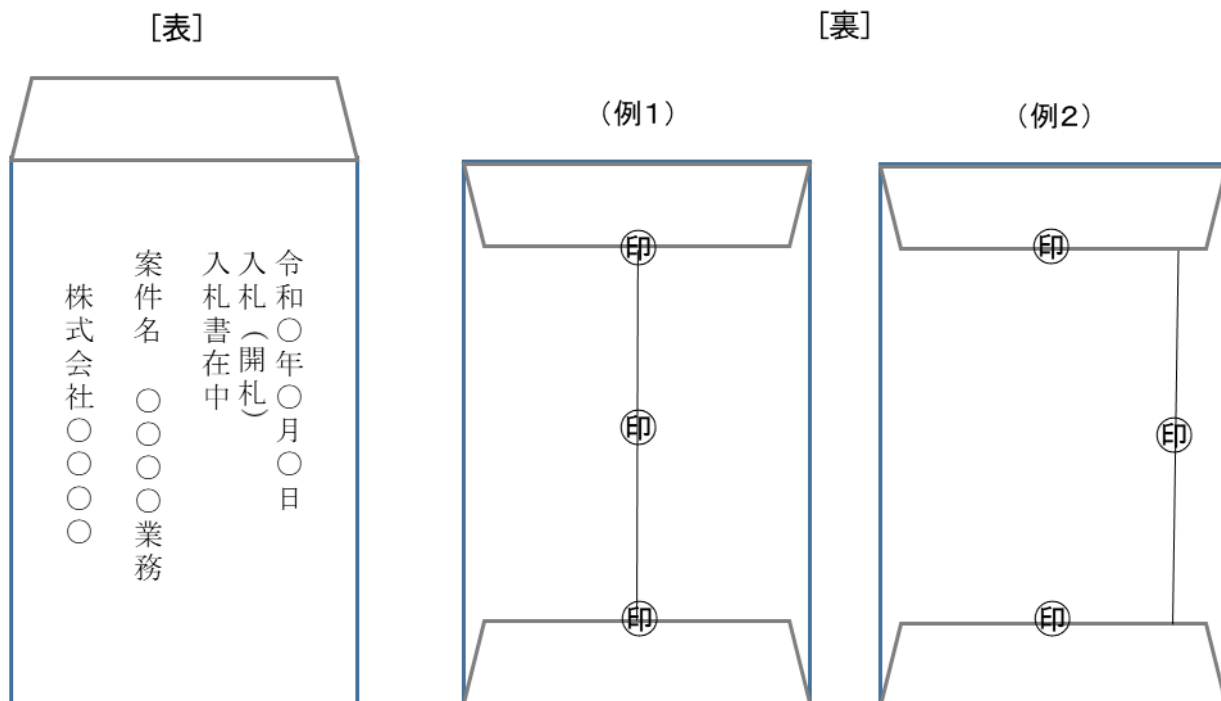
業者名	抽選番号	落札
A社	0	
B社	1	
C社	2	○

※抽選番号が余りと一致

【図1】中封筒様式（入札書用封筒）[封筒の大きさは長形3号程度]

《封筒の表面に次の事項を必ず記載すること》（縦書き・横書きは問わない）

- ①「令和○年○月○日入札（開札） 入札書在中」
- ②入札説明書に記載の案件名〔(例) 案件名 ○○○○業務〕
- ③入札者の商号又は名称

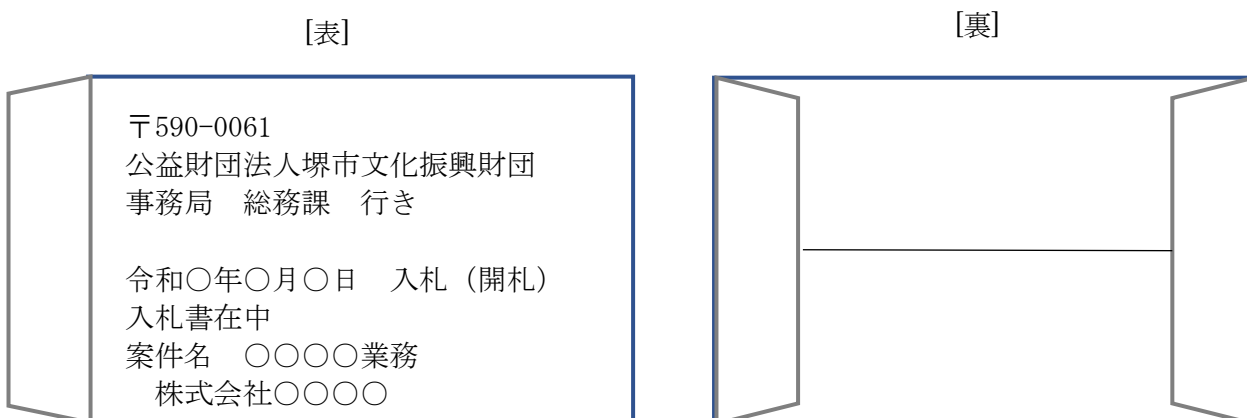


※封印は、入札書に押印する印（契約締結権を有する方の印）で、封筒の貼り合わせ部分3か所に押印してください。

【図2】外封筒様式（郵送用封筒）[封筒の大きさは角形2号程度]

《封筒の表面に次の事項を必ず記載すること》（縦書き・横書きは問わない）

- ①あて先（入札説明書で指示したあて先）
- ②【図1】の①～③



※開札日が同日であっても、入札書及び封筒は案件ごとに作成してください。

※使用する入札書用封筒について、封かん、封印のないもの、開札前に開封されている形跡が認められるものは無効です。